

I 子育て・生活支援

1 母子自立支援員による相談・支援

設 置

母子及び寡婦福祉法に基づき、都道府県知事、市長及び福祉事務所設置町村長が母子自立支援員を委嘱。

(勤務場所) 原則、福祉事務所

(設置状況) 1, 622人(常勤422人、非常勤1, 200人)

職 務

ひとり親家庭及び寡婦に対し、

- 母子及び寡婦福祉法及び生活一般についての相談指導等
- 職業能力の向上及び求職活動等就業についての相談指導等
- その他自立に必要な相談支援
- 母子寡婦福祉資金の貸付けに関する相談・指導

相談件数(平成24年度)

		生活 一般	再掲			児童	経済的支 援・生活援 護	再掲		その他	合計
			うち就 労	うち配偶者 等の暴力	うち養 育費			うち母子寡婦 福祉資金	うち児童扶 養手当		
母子・ 寡婦	件数	216,301	79,860	15,444	7,701	71,203	462,110	311,197	93,263	25,264	774,878
	割合	27.9%	10.3%	2.0%	1.0%	9.2%	59.6%	40.2%	12.0%	3.3%	100.0%
父子	件数	3,777	661	68	128	2,726	5,817	—	3,930	220	12,540
	割合	30.1%	5.3%	0.5%	1.0%	21.7%	46.4%	—	31.3%	1.8%	100.0%
合計	件数	220,078	80,521	15,512	7,834	73,929	467,927	311,197	97,193	25,484	787,418
	割合	27.9%	10.2%	2.0%	1.0%	9.4%	59.4%	39.5%	12.3%	3.2%	100.0%

2 母子家庭等日常生活支援事業

創 設:昭和50年度
 実 件 数:4,455件(平成24年度)
 延べ件数:51,850件(平成24年度)

目的・概要

母子家庭、父子家庭及び寡婦が、安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、修学や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において児童の世話などを行う事業。

(1) 支援の対象、内容

○支援の対象

- ・一時的に家事援助、保育のサービスが必要な場合
- ・技能習得のための通学や就職活動
- ・病気や事故、冠婚葬祭や出張 など

○支援の内容

- ・乳幼児の保育
- ・食事の世話
- ・身の回りの世話
- ・生活必需品等の買物 など

<利用料(1時間当たり)>

	子育て支援	生活援助
生活保護世帯、市町村民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準世帯	70円	150円
上記以外の世帯	150円	300円

(2) 実施主体

○都道府県、市町村

<委託先等>

(平成24年度)

	都道府県	指定都市・中核市	市町村
直接実施	—	1自治体	25自治体
母子寡婦福祉団体	28自治体	27自治体	778自治体
その他の団体	—	15自治体	126自治体
未実施	19自治体	18自治体	757自治体

※市町村分については、複数の団体に委託している自治体数を含む。

3 ひとり親家庭生活支援事業

創 設:平成8年度
実施自治体数:813か所(平成24年度)

目的・概要

ひとり親家庭は、児童の養育や健康面の不安など生活の中に多くの問題を抱えており、また、ひとり親家庭の児童は、親との死別、離別という事態に直面し、精神的にも不安定な状況にある。このことから、生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るため、地方公共団体が、ひとり親家庭の地域での生活について総合的に支援を行うひとり親家庭生活支援事業を実施。

(1)ひとり親家庭相談支援事業(延べ件数:11,877件)

ひとり親家庭は、平日や日中に就業や子育てを抱えており、また健康面において不安を抱えていても働かなければ生活を維持することが困難な状況にあり、こうした負担等が要因となって、体調を崩したり、親子関係に問題が生じるなどして、生活に困難が生じている場合も少なくない。こうしたひとり親家庭が直面する課題に対応するため相談支援を実施する。

(2)生活支援講習会等事業(延べ件数:17,333件)

ひとり親家庭が、就労や家事等日々の生活に追われ、育児や母親・児童の健康管理などに十分に行き届かない面があることを補うため、生活支援に関する講習会を開催する。

(3)児童訪問援助事業(延べ件数:772件)

ひとり親家庭の児童は、親との死別・離婚等により心のバランスを崩し、不安定な状況にあり、心の葛藤を緩和し、地域での孤立化を防ぎ、新しい人間関係を築くなどの援助を必要としている。こうした状況を踏まえ、ひとり親家庭の児童が気軽に相談することのできる児童訪問援助員(ホームフレンド)を児童の家庭に派遣し、児童の悩みを聞くなどの生活面の支援を行う。

(4)学習支援ボランティア事業(延べ件数:638件)

ひとり親家庭の児童等は、精神面や経済面で不安定な状況におかれることにより、学習や進学の意味が低下したり、十分な教育が受けられず、児童等の将来に不利益な影響を与えかねない。

このため、ひとり親家庭の児童等の学習を支援したり、児童等から気軽に進学相談等を受けることができる大学生等のボランティアを児童等の家庭に派遣する。(平成24年度新規事業)

(5)ひとり親家庭情報交換事業(開催回数:435回)

ひとり親家庭になって間もない家庭は、生活環境の変化が著しく、親自身が生活の中で直面する問題にひとりで悩み、精神面でも不安定な状況にある。このことから、ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設ける。

学習支援ボランティア事業

【事業内容】

- ひとり親家庭の児童等は、精神面や経済面で不安定な状況におかれていることにより、学習や進学への意欲が低下したり、十分な教育を受けられず、児童等の将来に不利益な影響を与えかねない。
 - このため、ひとり親家庭の児童等の学習を支援したり、児童等から気軽に進学相談等を受けることができる大学生等のボランティアを児童等の家庭に派遣する。
 - 対象者は、ひとり親家庭の児童（必要に応じ、親も対象とすることができる）。
- ※母子家庭等対策総合支援事業「ひとり親家庭生活支援事業」の中のメニューとして実施

【沿革】平成24年度創設

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市町村

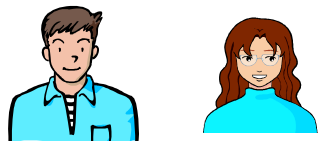
【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

【26年度予算案額】母子家庭等対策総合支援事業（9,095百万円）の内数



事業実施主体：都道府県・市町村
※母子寡婦福祉団体、NPO法人等に委託可

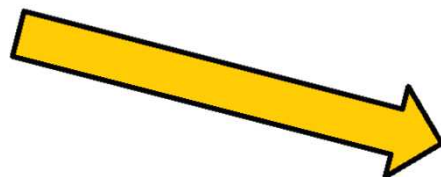


学習支援ボランティア

・学習支援
・進学相談



派遣



地域の施設(学習の場)



ひとり親家庭

4 母子生活支援施設

施設数: 256か所
定員: 5,209世帯
現員: 3,861世帯
(H24年度末現在)

目的

母子生活支援施設は、「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設」(児童福祉法第38条)である。

児童(18歳未満)及びその保護者(配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子)が対象であるが、児童が満20歳に達するまで在所させることができる。

(1) 入所手続き

○母子生活支援施設への入所は、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が児童福祉法に基づいて行う入所契約により行われる。

(2) 職員配置等

○母子生活支援施設には、各母子世帯の居室のほかに集会・学習室等があり、母子支援員、保育士(保育所に準ずる設備のある場合)、少年指導員兼事務員、調理員等、嘱託医を配置。

○その他加算等

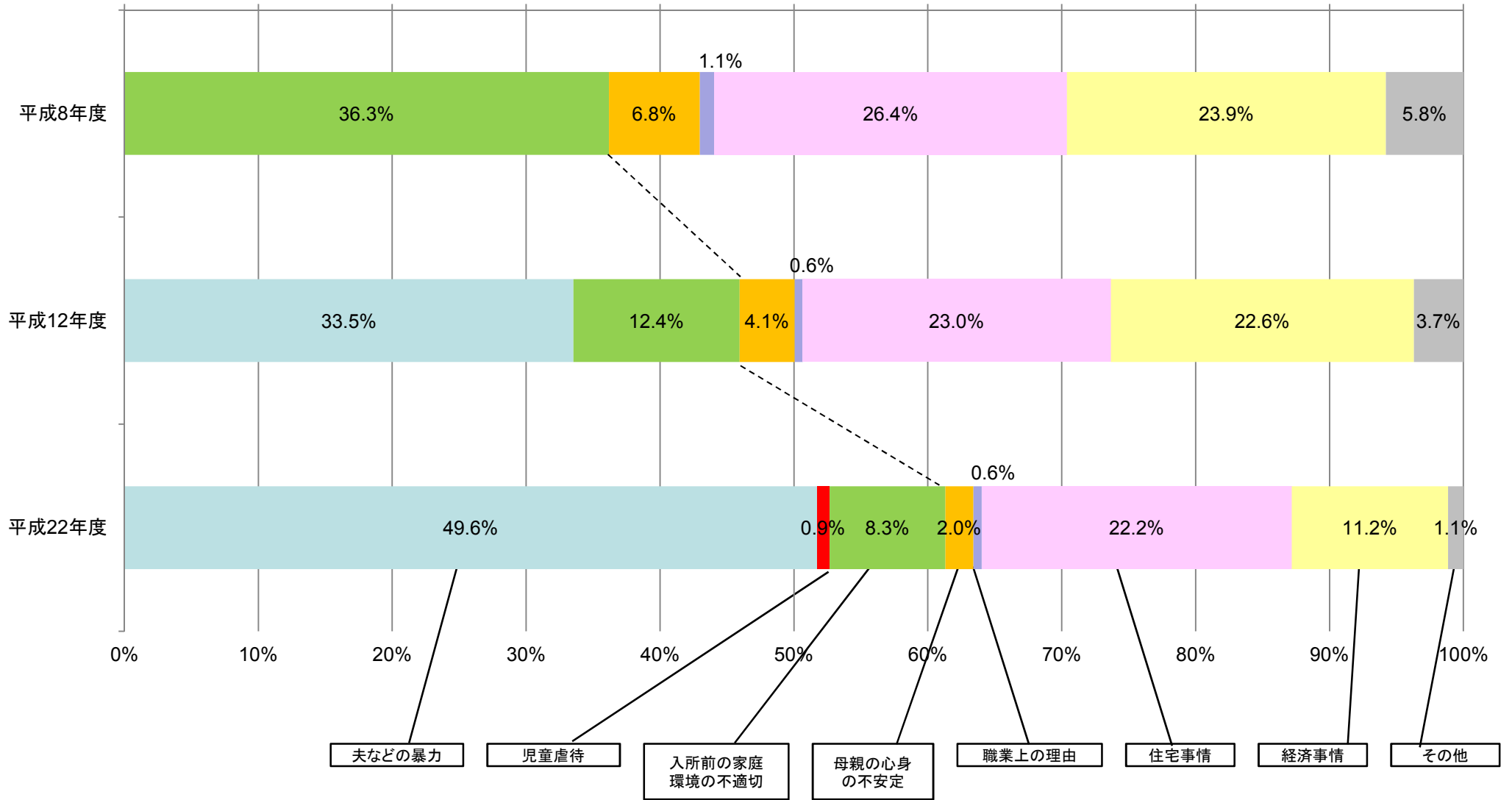
・小規模分園型(サテライト)母子生活支援施設運営費

母子生活支援施設に入所する母子家庭のうち、早期の自立が見込まれる者について地域社会の中の小規模な施設で生活することによって自立を促進。

・特別生活指導費加算・障害のある親等処遇が困難な母子については、手厚い保護・指導が必要であることから、母子支援員を加配。

・被虐待児受入加算・虐待を受けた子どもについては、入所当初の関わりが特に重要なことから、職員との信頼関係の構築及び愛着の形成などのため、虐待を受けた子どもへの支援の充実を図るため、その受入児童数(入所後1年間)に応じて、職員の雇上や日常諸費等を支弁。

母子生活支援施設の入所理由別入所状況の推移



資料: 全国母子生活支援施設実態調査(社会福祉法人全国社会福祉協議会調べ)
 ※平成8年度調査においては、「夫などの暴力」及び「児童虐待」の調査項目はない。
 平成12年度調査においては、「児童虐待」の調査項目はない。

5 子育て短期支援事業

母子家庭等が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、市町村が一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業を実施。

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
実施か所数	364か所	430か所	511か所	546か所	592か所	610か所	614か所	651か所	672か所

※ 平成24年度は交付決定ベース

※ 母子家庭以外の利用者も利用可能

(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
実施か所数	134か所	210か所	236か所	268か所	311か所	327か所	329か所	354か所	363か所

※ 平成24年度は交付決定ベース

※ 母子家庭以外の利用者も利用可能